

令和7年9月1日から

認可保育所・認定こども園(2・3号認定)などを
利用する子どもたちの保育料が**無償化**されます。

認可保育所、認定こども園(2・3号認定)等に関する無償化の内容

対象者・対象経費など

認可保育所、認定こども園(2・3号認定)等を利用する全ての子どもたちの利用者負担額(保育料)が無償化されます。

POINT 1

無償化にあたり、保護者の方の手続き等は不要です。

POINT 2

延長保育料、行事費、給食の材料にかかる費用(食材料費)などの実費負担額は、これまでどおり保護者の負担になります。

対象となる施設・事業

認可保育所、認定こども園(2・3号認定)、地域型保育事業所

(※)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(認可)を指します。

無償化後の食材料費(副食費)の取扱いについて

- 今般、0～2歳児食材料費と保育料は無償化されますが、3～5歳児の食材料費(副食費)分については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことになります。
- 今後も、各保育所等に直接お支払いいただくことになります。ご理解・ご協力のほどお願いいたします。